

令和6年度「人権行政に関する懇話会」議事概要

【日 時】 令和6年8月22日（木）15:00～16:30

【場 所】 アクロス福岡 606 会議室

【出席者】 ○：懇話会委員

小出委員、新谷委員、野々村委員、八尋委員、弓委員

●：事務局

人権部長、人権推進課長、地域施策課長、人権啓発センター所長 他

【傍聴人】 なし

【議 題】 「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の令和5年度実施状況について

(事務局より、資料に基づき内容を説明)

【発言要旨】

議題 「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」の令和5年度実施状況について

(人権教育・啓発手法について)

- 厚労省が実施したハンセン病問題についての意識調査の結果、啓発を受けた人の方が人権侵害的な捉え方、対応に偏りが多くみられるのではないかと分析されている。これまでの人権教育・啓発のやり方を見直していく必要がある。
- 単発の研修を実施するのではなく、研修後にお互いの意見について正直に話してみんなで考えていくべきではないか。教育の専門家と言われる人たちは、正解を示して理解させるのではなく、一緒に考えていく姿勢を身につける必要がある。
- 人権教育をする側が被差別者から直接話を聞くなどして、痛みや苦しみを自分の中に取り込み、きちんと伝えていく必要があるのではないか。それが出来なければ、差別のばらまきになりかねない。
- 実際に今起きている介護問題やLGBTの問題などについて話をしたうえで、あまり身近ではない問題について話すなど、人権教育・啓発にあたっては工夫が必要。
- 他都市であるが、行政の啓発事業の中で発せられた個人の意見に対して、行政側が削除を求めるという事案があった。個人のプライバシーに関わるなどの法的な理由で、事業主の行政側が意見するのであれば分かるが、個人の意見にあたるどころについて何らかの介入をすることは問題。

○例えば、いじめ問題や不登校などで、被害者の子どもを別の場所を与えてそこに行かせればいい、フリースクールに行かせればいいなど、問題にはさわらないほうがいいのかという風潮がある。それでいいのかということは考えなければならない。

(実施事業について)

○資料の12頁にマスメディア関係者への啓発について記載されているが、具体的に何をしているのか。

●マスメディアの会員を有する福岡市企業同和問題推進協議会において、同和問題を含む様々な人権問題についての研修を実施している。また、本市主催の人権イベントやセミナーなどの取組みについて、市政だよりやホームページなどで情報提供をしている。